新たな専門医の仕組みに関する全体スケジュール(修正案)

事務局提出資料4

		第15回事務局提出資料を修正
24年度	専門医の在り方に関する検討会	
25年度	第三者機関設立 ・各領域の認定・更新基準の作成 ・既存の専門医の移行基準の作成	
26年度	・病院群における養成プログラムの作成 ・養成プログラムの審査・認定	(移行措置)
27年度	•定員設定	
28年度	・養成プログラムへの応募、試験等の実施	既存の学会認定専門医からの
29年度	専門医研修開始	移行措置については、第三者機
30年度	研修期間については、各領域の実情に応じて別途定めることとする。(※)	関において、移行基準の作成状
31年度		況等を踏まえつつ検討する必要 ************************************
32年度	専門医認定 ・ 試験、実績等の審査	がある。
33年度		

(※)各領域の実情に応じて、臨床研修(2年間)についても加味することを検討する。